ハ　当該資産又は当該負債に関して取引を行う能力があること。

ニ　当該資産又は当該負債に関して自発的に取引を行う意思があること。

五十七　時価の算定に係るインプット　市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いると仮定した基礎数値その他の情報（当該資産又は当該負債に関する相場価格を含む。）をいう。

五十八　観察可能な時価の算定に係るインプット　時価の算定に係るインプットのうち、入手可能な市場データ（実際の事象又は取引に関して公開されている情報その他の情報をいう。）に基づくものをいう。

五十九　観察できない時価の算定に係るインプット　時価の算定に係るインプットのうち、観察可能な時価の算定に係るインプット以外のもので、入手可能な最良の情報に基づくものをいう。

六十　時価の算定に係るインプットが属するレベル　次のイからハまでに掲げる時価の算定に係るインプットの区分に応じ、当該イからハまでに定めるレベルをいう。

イ　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場（時価の算定の対象となる資産又は負債に関する取引が十分な数量及び頻度で行われていることによつて当該資産又は当該負債の価格の情報が継続的に提供されている市場をいう。）において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格　レベル一

ロ　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、イに掲げる時価の算定に係るインプット以外の時価の算定に係るインプット　レベル二

ハ　観察できない時価の算定に係るインプット　レベル三

（金融商品に関する注記）

第十五条の五の二　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　［略］

二　金融商品の時価に関する次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

［号の細分を削る。］

ニ　ロ及びハに掲げる事項に関する説明

三　金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1)　連結決算日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2)　連結決算日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3)　連結決算日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ロ　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1)　連結決算日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2)　連結決算日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3)　連結決算日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（金融商品に関する注記）

第十五条の五の二　金融商品については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　連結貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法

ホ　ロからニまでに掲げる事項に関する説明

［号を加える。］